

日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER

PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第 22 卷第 1 号

2016 年 5 月 15 日

もくじ

- 巻頭言 日本の平和研究の原点と現点 2
- 2015 年度秋季研究大会概要 3
- 分科会報告 9
- 日本平和学会平和賞 受賞のことば 16
- 地区研究会報告 18
- 地区研究会からのお知らせ 19
- 企画委員会からのお知らせ 19
- 日本平和学会第 22 期役員一覧 20
- 日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧 21

巻頭言 日本の平和研究の原点と現点

君島東彦（第22期会長）

日本平和学会の活動は、第22期、つまり43・44年目を迎えました。日本平和学会が設立されたのは1973年ですが、日本の平和研究の出発点はそれ以前に遡ります。平和研究とは戦争の原因と平和の条件を探究する学問であるとし、わたしたちにとっては、アジア太平洋戦争（1931-1945）の原因を探究して、日本社会および国際社会の変革の方向性を探ることが平和研究の一大テーマになると考えられます。広い意味では、戦後日本の学問の全体が、この研究テーマに取り組んできたと思いますが、とりわけ平和問題談話会（1949-59）に集った研究者たち、および談話会には参加しませんでした。このグループに近い南原繁らが、広い意味での日本の平和研究をスタートさせたといえるでしょう。この流れが1973年設立の日本平和学会に受け継がれています。

敗戦後、不法な戦争を引き起こし、自由とデモクラシーを抑圧した大日本帝国のレジームを変革することが平和創出の条件となりました。そして憲法改革が求められました。憲法と平和は結びついています。この結びつきは、英国のオリバー・リッチモンド（Oliver P. Richmond）が *Constitutional Peace* と呼ぶものです。1946年に、貴族院議員として憲法改革／憲法改正にかかわった南原繁が提起した論点、およびその後の研究で彼が提起した論点は、わたしたち平和研究者に突き付けられた課題であると思います。列挙しますと、1）憲法制定過程の手続的正義の問題、憲法制定権力者＝国民の自己決定の問題。2）警察力を補充する最小限度の武力——十萬くらいの兵力——の必要性。これは憲法9条と矛盾しない。3）各国の兵力を国際的な警察力として位置づける世界秩序の追求。憲法9条の下でそれを訴える日本国民の任務、となります。

南原繁が第90帝国議会で憲法草案に対する質問演説をして70年が経ちます（南原はこの議会で憲法9条に反対しました）。いまの日本の政治状況は、南原が苦悶していた1930年代40年代を想起させるような状態ですが、わたしたちは反動の時代に耐えて次の時代の正義と平和を準備する知的営為を南原から学ぶことができるかもしれないと思います。もちろんいま反動の時代に耐えるとは、わたしたちの立憲デモクラシーを極限まで追求することを含んでいます。

以上は日本の平和研究の原点に関して思うことですが、日本の平和研究の現点について2つのことを思います。

1つ目は、日本平和学会創設期に豊かであった日本の平和研究の国際的な連携が弱まっており、それを再構築する必要があるということです。国際平和研究学会（IPRA）やアジア太平洋平和研究学会（APRA）の強

化も課題でしょうが、近年ソウル国立大学平和・統一研究所、チャル学会（中国）、南京虐殺史・国際平和研究所等が設立され、韓国、中国における平和研究の胎動が見られますので、東アジアの平和研究の連携をつくりだしていくことがわたしたちの課題ではないかと思えます。

国際的に見れば、憲法9条は日本軍国主義のアジア侵略の総括であり、9条が懲罰としての性格を持っていることは日高六郎が喝破したところです。また、天皇制の護持（憲法1条）、日本の武装解除（憲法9条）、沖縄への米軍駐留（マッカーサーおよび昭和天皇の意思）は、いわば三位一体とみることもできます（天皇制を護持するために、日本軍の武装解除はやむをえないので、沖縄の駐留米軍にまもってもらおう）。沖縄を含む東アジア平和秩序を理論と実践の両面から追求することは日本の平和研究の急務だと思います。

2つ目は、リッチモンドが *Civil Peace* と呼んでいるものです。これは市民社会／NGOによる非暴力的な平和実現の行動です。軍縮、反戦、国際協力、反差別など、多様な領域で多様な行動があります。これらの理論と実践は平和研究の重要なテーマであると思います。これに関連して、4月11-13日にパチカンで開催された会議「非暴力および正義の平和——非暴力に関するカトリックの理解と献身のために」は注目されます。会議が採択したアピールは、近年の多様な非暴力行動の発展——非暴力抵抗、修復的正義、非武装の文民による住民保護等々——に触れつつ、「正義の戦争」（正義論）を否定して「正義の平和」をめざす決意を表明しています。このアピールはまた、日本国憲法9条を擁護する努力にも触れています。

第22期平和学会は、以上の点も含めて、多彩に活動を展開したいと考えております。会員のみならず非力の会長を支えてくださいますよう、切にお願い申し上げます。

2015年度秋季研究大会概要

大会テーマ「沖縄戦後70年—沖縄戦と米軍統治、復帰、現在そして未来」

部会1「沖縄における平和運動の現状—制度的政治と社会運動を架橋する『現場』」（開催校企画）

報告：加藤裕（弁護士）「沖縄米軍基地建設にかかる弁護活動について」

報告：吉川秀樹（沖縄・生物多様性市民ネットワーク共同代表）

「環境・平和・人権と沖縄の闘い方—NGOの経験から」

報告：田里千代基（与那国町議会議員）

「平和な国境の島与那国に自衛隊基地はいらない！」

討論：岡本由希子（季刊『けし風』編集運営委員）

司会：星野英一（琉球大学）

沖縄における平和運動のさまざまな現場について、辺野古や高江の運動の現場を、例えばキャンプ・シュワブのゲート前や大浦湾の海上を「非制度的な政治空間」と呼び、行政・法廷・国連・出版などの場を「制度的な政治空間」と呼ぶなら、本部会は、この両方の空間を架橋するような方々をパネリストとして迎え、その架橋の仕方や架橋するにあたっての克服すべき課題などに注目して経験を交換し、その個別性や共通性を明らかにすることを狙いとしたものであった。

与那国町議会議員・田里千代基氏による1つ目の報告「平和な国境の島与那国に自衛隊基地はいらない！」において、報告者は、与那国の概況、平成の合併問題と「与那国自立へのビジョン」、与那国島への自衛隊基地建設の賛否を問う住民投票、そして自衛隊基地建設差止仮処分命令申し立てなどについて紹介した。

平成の大合併に際し、石垣市・竹富町との合併について中学生以上に投票権のある住民投票が行なわれたが合併は否決されたこと、その後行政改革によってリストラを進めるのではない「与那国自立へのビジョン」が追求されたこと、しかし、台湾との交流による島おこしを目指した「国境交流特区」などの申請は国によって門前払いされ、島の振興を自衛隊基地の受入れに懸ける考えも受入れられるようになってきたこと、が報告された。

配備決定により防衛省から補償金として二億円が支払われるだけでなく、町有地の借料が毎年1500万円支払われることになったなど、「補償型政治」（K・カルダー）の典型をみるようでもあり、大手メディアでは報道されることの少ない沖縄の離島における議会と運動の現状についての、貴重な報告であった。

2つ目の報告は、沖縄・生物多様性市民ネットワーク共同代表の吉川秀樹氏による「環境・平和・人権と沖縄の闘い方—NGOの経験から」であった。この報告では、辺野古新基地建設問題が「国際化」「環境化」するなかで、報告者自らが沖縄の環境NGOのメンバーとして取り組んできた近年の沖縄の闘いの方について、「ジュゴン訴訟」「An Okinawan Appeal」「パークレー市議会決議」そして「All Okinawa Council Position Statement（島ぐるみ会議がジョイントステイトメント）」などの例を挙げて議論された。

「非暴力の直接行動」「市民的不服従」という闘いの手法は、当初、米軍支配下で米軍に対して使われてきたものだった。復帰後闘いの対象が米軍から日本政府へと移行し、その手法も民主主義に基づいた選挙に重心を移すようになってきたが、現在の辺野古新基地問題においては、「選挙」で示された反対の民意が無視され続け、再び「非暴力の直接行動」や「市民的不服従」が重要な

役割を担うようになった。司会はこの「非暴力の直接行動」「市民的不服従」が展開されている場を「非制度的な政治空間」と呼んだが、吉川氏は、これは実は憲法という「制度」に支えられた行動でもあることに留意したいと付け加えた。

辺野古新基地建設の問題は、「反戦」「平和」「民主主義」という枠組に、さらに「環境」という枠組みが加わることにより、米国社会、国際社会へと沖縄の闘いを動かすことになると、吉川氏は論じた。国際自然保護連合（IUCN）での勧告や米国での「ジュゴン訴訟」として具現化されている沖縄の闘いは、米政府をして、もう「辺野古新基地建設の問題は日本の国内問題である」と言うことをできなくさせている。

弁護士・加藤裕氏による3つ目の報告「沖縄米軍基地にかかる弁護活動について」では、90年代以降、沖縄県内での米軍基地関連訴訟が、反戦地主訴訟、嘉手納・普天間基地での各爆音訴訟、大田知事代理署名訴訟、辺野古ボーリング調査差止訴訟、辺野古アセスやり直し確認訴訟、高江SLAPP訴訟、そして現在の辺野古埋立承認取消訴訟と枚挙に暇がない事を紹介した。これは米軍基地集中の矛盾が噴出した結果ではあるが、これらの訴訟が運動の中でどのような役割を果たしたかが報告の中で展開された。

日本の司法は、これまで、環境権の主張や行政訴訟に関して、むしろ門戸が極めて狭く閉ざしてきているため、これに対する訴訟の提起は「常にチャレンジングなものである」と加藤氏は主張する。現在の辺野古ボーリング調査差止訴訟でも埋立承認取消訴訟でも、同様であり、政府の「外形的法治主義」に対して、沖縄県民の実質的な権利の実現が勝利する可能性が高いとは言えない。しかし、大田知事代理署名訴訟にしても「勝てなかったが意味があった」「負けても戦うという戦略が必要」と加藤氏は指摘する。

環境裁判では、欧米並に住民の手続き的参加の権利を当然のものとする、爆音訴訟では、安全保障問題については判断しないという姿勢を揺るがすこと、そして現在の辺野古ボーリング調査差止訴訟や埋立承認取消訴訟において政府側の違法性を広く県民の間に共有して行くことで、運動を結集させる機能がある。また、辺野古アセス弁護団が、環境影響評価における住民の手続き的参加の権利（意見表明権）を掲げ、その問題点を明らかにしたことが住民の意見書提出運動に結実し、市民の環境保全の重要性及びそこでの手続き的参加の意義を浸透させた、と加藤氏は結論づけた。

討論は、季刊『けし風』編集運営委員の岡本由希子氏が担当した。『けし風』の紹介をする中で、出版も、

また、運動の方向性を示唆したり、運動を結集させる機能をもつ「制度的な政治空間」であることが確認された。

質疑応答の中では、まず、専従のいない運動が抱える困難、ロジスティックスをどう整えればいいのかとの問題が浮き彫りにされた。また、地元のジャーナリズムの言葉が県外の若者に対して十分な訴求力を持っていないのではないかと、との指摘もあった。

制度的政治と社会運動を架橋する「現場」からの報告により明らかになったことの1つは、制度を利用することで人々が制度の建て付けの悪さに気付く場面があったということ、そのことにより運動が制度を変えてきた部

分もあったということである。もちろん、「制度的な政治空間」を構成する制度の妥当性を検討する一方で、社会運動の側が制度を上手に使いきれているか、また使いこなせる力を育てているかも問われているだろう。

翁長知事の埋め立て承認取り消しで普天間基地の移設問題は新たな領域に入ったと言われるが、「制度的な政治空間」で優位に立っているように見える国に対して、沖縄の社会運動（住民運動）が非制度的なパワーで制度的政治に変革を迫っているのが沖縄の平和運動の「現状」であると言えないだろうか。

(星野英一)

部会2 平和教育プロジェクト委員会によるブース展示とワークショップ実践（平和教育プロジェクト委員会企画）

1. ブース展示

2. 平和教育ワークショップ：「平和でゆんたく〜沖縄の平和を創る取り組みから沖縄平和学習マップを作ろう〜」

平和教育プロジェクト委員会では、戦後70年に当たる今年の企画として、沖縄で平和を創る取り組みをしている人々と、沖縄に平和を考えに来る人々が、出会い語り合う場を作ることとなった。沖縄において平和学習・平和教育を行うにあたり、参加者が交流しながら、可能性を創造的な方法で模索した。よって、午前中からブース展示を行い、その流れを受けて、夕方には「部会2」の枠組みを得てワークショップ形式にて交流・対話・創作活動を実践した。

1. 11月28日（土）午前中から、沖縄において平和を創る取り組みを行っている団体・人々の活動を紹介するブースを準備し、また配布資料を事前に用意しておいた（大会後、学会ホームページに掲載し、自由にダウンロードできるようにしている <http://www.psj.org/>各種委員会より平和教育プロジェクト/。「琉球大学 詳細」をクリック。ただし、学会第22期によるHP改訂に伴いデータ保存場所の移転の可能性がある）。学会会員のみならず非会員、特に沖縄における平和活動（研究・教育・運動）に関わる人々との交流を促すものであった。沖縄から平和を創っている人々、沖縄に平和を考えに来る人々の双方が、発見しあい、つながりあう。特に、不屈館の関係者は、2日間に亘り話めて下さり、多くの人々に話をしてくださった。（ブース展示への参加団体は、不屈館、南風原文化センター、ひめゆり平和祈念資料館、沖縄県平和祈念資料館、対馬丸記念館、沖縄市戦後文化資料展示室ヒストリート、一中学徒隊資料展示室。また、企画・運営は、委員会メンバーの暉峻僚三、山根和代、杉田明宏、奥本京子。）

2. 午後16:00から、2時間半のワークショップとして、沖縄で考える平和、沖縄から考える平和が、より活性化してゆくことを目指し、沖縄における「平和学習マップ」を作成した。ファシリテーターの5人を含めて、ジェンダー・年齢ともに多様な、のべ50人ほどの参加を得られた。ワークショップの内容の詳細は、次の通りである。（ファシリテーターは、暉峻僚三を中心に、杉田明宏、山根和代、アレキサンダー・ロニー、奥本京子。）

(1) ブース展示主体のうち、ワークショップへの参加団体・個人は、不屈館、南風原文化センター、ひめゆり平和祈念資料館、沖縄市戦後文化資料展示室ヒストリートであった。この4グループを中心に、それぞれワークのためのテーブルについてもらい、その後、参加者全員

に4グループに分かれてもらった。ワークショップ開始当初は、各テーブルに8人〜9人が集ったが、徐々に途中参加も加え、最終的には10人以上が集う大所帯で、ワークを進めていくことになった。

(2) まず最初に、テーマ設定を行った。沖縄から発信している人たちの「どんなことを沖縄で体験・獲得してもらいたいのか」を共有し、次に、沖縄にやってみて平和について考えようとする人たちの「どんなことを沖縄にて体験・獲得したいのか」との期待を共有した。その後、その対話から紡ぎだされたことから、「平和学習マップ」を作成するにあたり、何をテーマとするかを検討してもらった。それぞれ、「顔」、「土地の記憶」、「現在と過去をつなげ自らの未来をつくる」、「沖縄の終わっていない戦争 もう一度来たい（ような）体感ツアー」といったユニークなテーマが対話の中から浮上した。

(3) 「平和学習マップ」を作成するにあたり、上記の各テーマをめぐり、さらに具体的な対話を行った。これは、マップ作成のための準備に欠かせない詳細を詰めていく作業となった。

(4) 「平和学習マップ」を作品として模造紙の上に作成する。色毛糸やカラーマーカー、折り紙などを用いて、旅程をなぞりながら、平和ミュージアムや地点などの要点を、A3サイズの沖縄地図を中央に貼り付けた模造紙に描いていった。

(5) 参加者全員で報告しあい、対話の中身を共有した。

(後)に、成果物としての平和学習マップを、学会ホームページからダウンロード配布できるように、データを整理した <http://www.psj.org/>各種委員会より平和教育プロジェクト/。「琉球大学 詳細」をクリック。ただし、学会第22期によるHP改訂に伴いデータ保存場所の移転の可能性がある。)

平和教育プロジェクト委員会にとっての2年間を通しての課題

そもそも当委員会は、「学会の知見を地域へ還元するために、学会の大会・集会ごとに、平和教育ワークショップを開催する」ことを主眼として設置された委員会であった。

1. 委員会の一時的企画による独りよがり回避したく活動を行ってきたが、大会・集会の会場・地域における市民のニーズをつかむことは困難が伴った。今後も引き続き、地域市民とのつながり・信頼構築と、委員会メン

パーをはじめとする学会員のネットワークを活用した広報が望まれる。

2. 「学会の知見」とは何を指すのか。トピック的には、日本平和学会にはそれぞれの分野・テーマにおける専門家は多く存在する。しかし、ワークショップ形式を用いて場（時空間）を企画する際、方法論それ自体の重要性が、学会内で認知・共有されているかについては疑問が残る。「ワークショップ」自体、学会の共有知とは言えず、まずは、学会内における方法論研究・交流が必要で

はないか。

3. 今期の委員会では、平和教育の手法・内容を提示する「平和教育ワークショップWG」と平和教育の場を提供する「平和博物館WG」とを立ち上げることとなったが、この組み合わせが（今後も）よいかどうかの議論が必要である。加えて、平和教育分科会との棲み分け、また協働についても検討できることがあると考えている。

（奥本京子）

部会3「離散と喪失から問い直す沖縄の『戦後』」（開催校・沖縄平和学会共催企画）

報告：上原こずえ（成蹊大学）

「金武湾反CTS闘争から考える〈強制退去／場所喪失〉経験」

報告：謝花直美（沖縄タイムス）

「『沖縄戦70年』と離散経験」

報告：森亜紀子（日本学術振興会）

「帝国崩壊後沖縄における南洋群島引揚者：幾たびの〈喪失〉を経て」

司会：鳥山淳（沖縄国際大学）

この部会における「離散と喪失」というテーマは、強制退去や場所喪失という20世紀の世界史的な経験を念頭におきながら設定された。それは沖縄という地理的空間において広く共有された経験であるが、さらに視野を広げて、沖縄出身者がくぐってきた他の地域での経験をふくめながら考察することが意図されていた。

上原こずえ氏の報告「金武湾反CTS闘争から考える〈強制退去／場所喪失〉経験」は、企画の立案に関わった立場から、上記のようなテーマ設定についての説明を兼ねていた。そこでは2つの問題関心として、「『復興』や『成長』の物語を〈強制退去／場所喪失〉経験として捉える」ことと、「『難民』化されてきた人々の戦後における『選択』、『生き直し』、思想形成のありようから近現代における〈強制移動／場所喪失〉経験の意味を考える」ことが提起された。

具体的には、1970年代に沖縄本島東海岸で展開された「金武湾闘争」（石油備蓄基地を中心とする大規模な埋め立て計画に反対する住民運動）を担った人々の経験に焦点を当てながら、そこで生み出されてきた思想の土壌として、出稼ぎによる離郷と旧植民地からの強制退去といった離散・喪失経験に注目する報告であった。その中で上原氏は、そのような経験をかかえて帰郷した人々にとって、その後の生活は「生き直し」の意味を強く帯びるものとなり、そこから巨大開発に抗う思想や関係性が生み出されてきたのではないかと、という考察を提示した。

謝花直美氏の報告「沖縄戦における避難・疎開・離散—那覇軍港となった垣花」は、米軍占領下で軍港へと変貌した垣花集落（那覇市）の出身者たちに焦点を当てながら、沖縄戦から今日まで続く「避難・疎開・離散」の経験をたどり、そこに巻き込まれた人々にとっての「復興」とは何だったのかを考えるものであった。軍港建設によって集落が完全に姿を消し、郷里への帰還を待ちわびながら代替地でコミュニティーの再建に取り組んだ人々が高齢化するなかで、「地域の記憶や文化や歴史経験の喪失」が進んでいることの問題性を問いかける報告であった。

森亜紀子氏の報告「帝国崩壊後沖縄における南洋群島引揚者—植民地・戦場体験を辿る—」は、多数の沖縄出身者が生活していた旧南洋群島をめぐる経験について、

「帝国崩壊前・後の経験の連続性」に注目する視点からの考察を提示するものであった。森氏がとくに強調したのは、いわゆる「南洋経験」として語られてきた説明によって「戦時末端労働者世代」に特有の経験が不可視化されてきた点である。戦前・戦後を通して「下層」に位置づけられ、さらに徴兵忌避という動機をかかえていた世代の経験に注目するとともに、それが経験として記録されるようになった1990年代以降の変化について問題を提起する報告であった。

その後の質疑応答では、まず司会者の鳥山から、それぞれの報告がどのような歴史認識を念頭において問題提起しようとしているのか、という質問が出された。それに対して上原氏は、1970年前後に沖縄で唱えられた「平和産業論」と石油備蓄基地の受け入れが「孤島苦」解消のための開発論として認識されてきたことを前提として、それを問い直す視点として反CTS闘争を生み出した歴史的な経験に目を向ける必要性を説明した。続いて謝花氏は、那覇の「戦後復興」として象徴的に語られてきた国際通りの発展などは異なり、戦時中に軍港として基地化された那覇の経験に目を向け、基地化に伴って離散した人びとの経験から見えてくる問題について語った。そして森氏は、南洋群島からの引揚者が沖縄の戦後復興に貢献したという語り方があることを紹介したうえで、そのような歴史認識では説明できない「戦時末端労働者世代」の経験をふまえて復興との関係を問い直さなければならないと述べた。

さらに司会者の鳥山から、国策によって強いられる離散という問題だけではなく、たとえば資本の展開に伴って生じる流動的な状況についてどのように考えることができるのか、という質問が出された。その問いに関連して森氏は、移民の主体性を強調する意図を込めて「越境」という言葉を用いる近年の傾向があることを指摘したうえで、その「越境」が離散のリスクを抱え込みながら行われてきたことが重要であり、産業に関わる人の流れが作られたところに「帝国」がかぶさっていくというイメージで考察できるのではないかと応じた。

その後のフロアからの質疑応答では、南洋群島帰還者には自身が植民者だったという自覚があるのかどうかという問いや、離散後の生活とジェンダーとの関係性についての問い、「喪失」という言葉を用いる際にはある場

所を「所有」していたかどうか問題になるのかどうか、といった質問が出された。それに対して報告者からは、男性の働き手を失った家族の経験から考える必要があるという応答や、「帝国」の問題を忘却してきた社会の責

任とともに南洋引揚者の言葉を考えたいという応答があった。

(鳥山淳)

部会4：「Women Cross DMZ と東アジアの安全保障」(企画委員会企画)

報告：メリ・ジョイス (ピースボート)

「Women Cross DMZ (WCD) について」

報告：川崎哲 (ピースボート)

「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ (GPPAC) について」

司会・討論：君島東彦 (立命館大学)

この部会では、「Women Cross DMZ」(WCD) および「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC) という東アジアにおける2つの市民社会の取り組みについて2つの報告を聞いた。

Women Cross DMZ というプロジェクトは、世界15か国から参加した30数人のフェミニスト平和活動家たちが、朝鮮半島の軍事境界線 DMZ を歩いて越えるというプロジェクトで、日本からも高里鈴代氏、秋林こずえ氏、メリ・ジョイス氏の3人が参加した。今回の報告はメリ・ジョイス氏による。彼女たちは、2015年5月24日、平壤からソウルへ、朝鮮半島の軍事境界線 (DMZ) を縦断して、朝鮮戦争の終結、平和条約の締結、朝鮮半島の平和などを求めるアピールを行った。このプロジェクトの具体的な様子、このプロジェクトがどのような目的で、どのように実施されたか、また、どのように位置づけられるかについて、詳細な活動報告を聞くことができた。

日本政府の安保法案の強行や東アジアの米軍基地の増強などを正当化するために、朝鮮半島の分断や東アジア地域の「不安定」がよく引き合いに出される。メリ・ジョイス氏の報告は、世界のフェミニスト平和活動家の主張と行動、すなわち朝鮮戦争には20か国が参戦したことからも明らかのように、70年に及ぶ朝鮮戦争の分断は北朝鮮と韓国だけの問題ではなく、国際社会の問題であること、それを克服するために国際的な対話が必要であることを明確に伝えるものとなった。われわれは彼女たちの問題提起を真摯に受けとめる必要がある。近年の北朝鮮の核実験やミサイル発射 (北朝鮮は「人工衛星打ち上げ」と主張) は、米日韓同盟の側の軍事化・戦争準備の口実を与えるものとなっている。このような状況において WCD の活動は、軍事化・戦争準備に対抗するものとして意義があるだろう。

2003年から継続している「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ (GPPAC)」という NGO のプロジェクトは、東アジア全域 (中国、台湾、香港、北朝鮮、韓国、モンゴル、極東アジア、日本) の NGO 関係者が定期的集まり、この地域における平和創造の条件をさぐる試みである。川崎哲氏の報告は、この GPPAC の意義と現段階について考察するものであった。

GPPAC のオーガナイザーであり、理論的な支柱でもある川崎氏の報告から、GPPAC の活動を詳細に知ることができた。

この部会の趣旨は「沖縄で東アジアの安全保障を考える」ということであるが、2つの報告を聴いたあとの討論において、東アジアにおける政府と市民社会の関係が議論の中心となった。主として次のような点について活発に議論された。

第一に、世界の中で極めて強い軍事的なプレゼンスがある沖縄で、軍事的プレゼンスを克服するためにはどのようにすれば良いか。その時に出てくるのは、地域の市民社会の取り組みであるが、やはり最終的に軍事を左右するのは政府であるので、政府の安全保障政策をどのように変えるかという課題に行き着く。そこを変えなければ非軍事化はできない。したがって、市民社会と政府との関係が最終的に問われる。

第二に、東アジアにおいて市民社会と政府との関係をどう見るかは大きなテーマである。これに関しては、東アジアには2つの型がある。中国、北朝鮮、モンゴルのような社会主義的な国の場合、市民社会の政府からの自立性は低いのに対して、日本、韓国などでは市民社会と政府の違いは大きい。このように、多様な政府/市民社会関係がある東アジアにおいて、武力紛争予防のためのパートナーシップをどのようにつくるか、問われる。

第三に、東アジア地域外のアクターである米国政府・米軍が、この地域に大きな影響力を及ぼしている。これをどう見るかは大きな論点である。沖縄の米軍基地を動かすには、日本政府のみならず、米国政府を動かす必要がある。Women Cross DMZ の1つの特徴は、韓国系米国民を含む米国の市民社会がこのプロジェクトを推進したということである。これはトランスナショナルな市民社会の力を実感させるものである。

第四に、東アジアの平和の問題についていえば、日本国内ではこの10年間で進展はなく、むしろ後退したといえる。なぜこのような事態を招いたのか、分析が必要である。

Women Cross DMZ にしても GPPAC にしても、日本の平和研究において、あるいはより広く日本の市民社会において、その意義を共有したいと痛感する。

(君島東彦、申鉉旣)

自由論題部会 (単独報告)

報告：田中雅一 (京都大学)

「基地とともに生きるということー 普天間基地周辺に住む住民の聞き取り調査から考える軍事環境問題」

討論：小田博志 (北海道大学)

報告：高橋順子（日本女子大学）

「青山学院『ひめゆり』入試問題再考—沖縄平和学習と『戦後 60 年』」

討論：杉田明宏（大東文化大学）

報告：小野一（工学院大学）

「地方自治から問い直す脱原発社会の構築」

討論：蓮井誠一郎（茨城大学）

司会：堀芳枝（恵泉女学園大学）

田中会員は、2014 年秋に実施した普天間基地周辺に住む住民へのインタビューを通して、当事者たちが米軍基地問題をどのように理解しているのかを明らかにした。報告者は基地が引き起こす問題は、基地にかかわることだけでなく、軍事全般に関わることでありという視点が重要であるとして「軍事環境問題」であるとした。インタビューの結果、多くの人々が騒音については「慣れ」を指摘しているが、騒音に耐えかねて引っ越しを決意した者、低体重児、落ち着きがないと指摘される子どもなどの事例も報告された。こうした軍事環境問題の解決には、国際政治や国内政治を無視することはできない。そして、科学的な根拠に基づく原因の解明と、環境問題を回避し、被害者への補償を確実にする法的整備が必要であるだけでなく、国際平和の実現こそが根本的な解決と言えよう。

高橋会員は、2005 年青山学院高等部入学試験で出題された「ひめゆり学徒」についての問題文を巡る報道の分析を通して、沖縄平和学習の変遷と「戦後 60 年」の意味について報告した。2015 年 2 月の入学試験でひめゆり部隊で生き延びた老夫婦が語った体験談が、退屈であったという表現があった英語の問題を作成したことに対し、『沖縄タイムス』が「ひめゆりの証言「退屈」」という記事を掲載し、マスコミの報道が相次いだ。最終的に青山学院高等部側が、ひめゆり平和祈念資料館に謝罪訪問し、それを資料館が受け入れる形で決着した。報告者はその経緯と和解のプロセスを分析し、戦後 60 年

がたつ中で、親が戦争体験をしている世代が減少するなかで、若者たちは語り部の語りよりも視覚に訴えるような「リアル」を求めるようになってきている。平和学習のあり方も曲がり角に来ていることを指摘した。

小野会員は、2015 年 2 月に原発立地・若狭湾を調査した結果をもとに、地方自治の観点から脱原発社会の構築について報告した。原発と沖縄米軍基地がともに犠牲の上に成立しているシステムであるが、それを克服するための社会運動の広がりには限界があることを指摘した。うえて、地域の特異性を越えた連帯の可能性を見出してゆく必要性を唱えた。その例として、敦賀市の原発災害時県外避難先とされる奈良県内 4 都市において、非難協定を機に新たな地域間交流が始まっていることをあげ、地方自治の新しい展開であることを指摘した。

討論者の小田会員は、報告者がインタビューという質的アプローチをとり、当事者の視点を丁寧に調査している点を評価し、普天間の問題が、植民地主義の継続という普遍的な問題に関連していることを述べた。また、杉田会員は、平和学習が体験者—非体験者という垂直構造のものから、参加プロジェクトなど平和学習の多様なアプローチの可能性を示唆した。蓮井会員は、茨城県、群馬県の人々が何かあったときには埼玉県に避難するという広域避難計画の例をあげて防災「自主自立」が地域ネットワークの形成につながる可能性があることを述べた。（堀芳枝）

エクスカーショ

11 月 28 日（土）午前 11 時半に琉球大学を出発。高原孝生理事、浪岡新太郎事務局長ら 8 名が参加。ジャンボタクシー 2 台に分乗し、恩納村にある創価学会沖縄研修道場へと向かった。約 50 分後、エメラルドグリーンに輝く東シナ海が一望できる研修道場に到着した。

創価学会沖縄研修道場について

冷戦時の 1962 年、沖縄県内には米軍の中距離核弾道ミサイル「メース B」が 4 箇所（恩納村、読谷村、勝連町、金武町）に配備されていた。中国の方角に向けて設置されていた「メース B」は全長 13 メートルの機体ながら、1800 キロ先の北京の市民を殺りくする威力があった。沖縄の本土復帰前の 1969 年に撤去。3 箇所の基地は発射台が取り壊された後に返還されたが、1977 年に建設された同研修道場の敷地内には厚さ 1.5 メートルのコンクリートで造られた発射台（普通の建物の 2 倍の太さの鉄筋を使用）がそのままの状態に残されていた。廃墟と化していた発射台を沖縄創価学会では「取り壊そう」としていたが、1983 年 3 月に研修道場を訪問した池田大作 SGI（創価学会インタナショナル）会長が、「基地の跡は永遠に残そう」と提案。一つには「人類はかつて戦争という愚かなことをしたという証として」、

さらには「二度と再び戦争を起こさないという不戦への決意として」との理由からだった。発射台の一角には常設の「平和記念館付属展示室」を設置。6 体のブロンズ像と「世界平和の碑」も立てられ、碑文には「沖縄は永遠平和の砦にして、まさに世界不戦の象徴なり」との池田 SGI 会長の一文が刻まれた。こうして核ミサイルの発射台は創価学会にとっての平和原点の地として生まれ変わっている。

今回のエクスカーションでは、次の 4 つのプログラムを順に見学した。

1. かりゆし太鼓ジュニア



一行の到着と同時に「かりゆし太鼓ジュニア」のメンバーの歓迎を受けた。かりゆしは「嘉利吉」とも書

き、めでたいこと、縁起の良いこと。「イーヤーサーサー！」との勇壮なかけ声とともに、18名のメンバーが大太鼓、締め太鼓を叩きながら、沖縄の伝統芸能のひとつである「エイサー」（踊り）を披露した。

2, 平和記念館付属展示室

発射台の跡の一つに設置された付属展示室へ。ここにはメース B の小型模型が展示されている。沖縄創価学会の安田進総長から以下のような説明があった。

1962年当時、沖縄に派遣されていた元米兵の証言(2012.7.8付「Japan Times」)によれば、キューバ危機に際し、核戦争が直前に迫る一触即発の状況だったことが明らかに。5段階からなるデフコン(Defense Readiness Condition、米軍の戦闘態勢を示す基準)では、1(5分以内に核ミサイルを発射)が最高レベルの準備態勢だが、これまで1に引き上げられたことはない。キューバ危機の際、デフコンが4から3へ。そして2(15分以内に核ミサイル発射)へと引き上げられ、核戦争直前の危機的状況だった。占領下の沖縄には、最大で28種類・1200発以上の核兵器が配備されており、元米兵は、「先制攻撃、あるいは反撃によって沖縄が壊滅する可能性を心配した」、「沖縄の人々は人間の楯だった」と証言している。

3, 「沖縄戦の絵」展

第2次大戦中、日本で行われた唯一の地上戦である沖縄戦では、9万4000人の住民が巻き添えになった。しかし悲惨な実態を訴える写真記録は少なく、沖縄戦の体験を未来に伝え残すため、1982年以降、創価学会沖縄青年部が体験者を訪ね歩き、描いてもらった約700点の「絵」を収集。

第1回「沖縄戦の絵」展は、1985年にスタート。その後、県内巡回展として44市町村で開催され、25万人以上が足を運んでいる。一点一点の作品は、沖縄戦の体験者が見たまま、感じたままの戦争の真実を描いた「絵」であり、今回は80点が展示されていた。

4, 沖縄戦の体験者の語り

体験者の宜保新一さん(77歳)が、自身が描いた「沖縄戦の絵」の前で体験を話された。

3歳で父を亡くし、母は行方不明に。叔父、叔母に育てられた。6歳で沖縄戦を体験。飛んできたミサイルの破片が左の頬に刺さり重傷を負う。親戚の一人は砲弾の破片で両足を切断。助けることも出来ず、皆で手を合わせてその場を立ち去った。宜保さんはその後、米兵に捕まり捕虜として収容所送りに。収容所で叔父、叔母が亡くなり、戦争孤児となる。過酷な戦争体験によって戦後25年間精神的な病に悩まされるも克服。平和のために自身の体験を語ることが自らの責務と確信。悲惨な戦争を二度と繰り返さないためにこれからも使命を果たしていく決意であると、時折声を詰まらせながら語られた。

創価学会の平和運動の歩み

最後に創価学会の平和運動の歩みを記して本レポートを終わりたい。当会の平和運動の淵源は1957年9月8日に戸田城聖第二代会長が行った「原水爆禁止宣言」にある。この日、神奈川で行われた若人の祭典の席上、戸田会長は「もし原水爆を、いずこの国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごと

く死刑にすべきである」と述べた。仏法者として死刑制度に強く反対していた戸田会長があえて極刑を求めるような表現をもちいたのは、核使用を正当化する論理に楔を打つためであり、「私のきょうの声明を継いで、全世界にこの意味を浸透させてもらいたい」と、後継の青年に後事を託した。

この遺訓を受け継ぎ、1960年に会長に就任した池田大作第三代会長は、冷戦時代の中ソの首相をはじめ各国の指導者と対話を重ね、核廃絶への間断なき努力を行った。

1964年には、小説『人間革命』(全12巻)の執筆を占領下の沖縄で開始。その冒頭、「戦争ほど、残酷なものはない。戦争ほど、悲惨なものはない」と綴っている。

1974年、戦争経験のない世代が風化しゆく戦争体験を次世代へ継承していこうと、青年部の反戦出版「戦争を知らない世代へ」シリーズの発刊を開始。第1巻の『打ち砕かれしうるま島』(沖縄編)の発刊以降、約11年の歳月をかけて、1985年に全80巻が完結した。この間、登場した証言者は約3,400人、編さんに携わったメンバーは4,000人に及び、全都道府県編が刊行されている。1981年にスタートした婦人部の反戦出版「平和への願いをこめて」全20巻も、10年の歳月をかけ1991年に完結。500本近い手記が収録されている。これらの内容は、空襲の記録や被爆者の体験談をはじめ、学童疎開や戦地での出征兵士の記録、引き揚げ者の体験、戦時下の庶民生活など、幅広い角度からの証言集となっている。

反戦出版シリーズの発刊が開始された1974年、青年部は核兵器廃絶1千万人署名を達成。翌75年、池田会長がワルトハイム国連事務総長(当時)と会談した折、国連に提出された。

1981年、創価学会は国連広報局のNGOとして登録。1982年には、ニューヨークの国連本部で「核兵器—現代世界の脅威」展がスタート(世界24カ国39都市で開催)。以降、「戦争と平和展」、「核兵器廃絶への挑戦と人間精神の変革」展、「核兵器なき世界への連帯」展などの展示を世界各国の都市で開催している。

1983年、池田SGI会長は、「平和と軍縮への新たな提言」を発表。以後、毎年1月に平和提言を発表している。同年、SGIは、NGOとして国連経済社会理事会との協議資格を得るとともに、1997年からはUNHCRと協力関係にあるNGOリストに登録されている。

1993年には、カンボジアの民主化教育の支援のため、青年部が全国で収集した28万台の中古ラジオを国連に寄贈(ボイス・エイド運動)。1996年、「戸田記念国際平和研究所」が発足。1998年には青年部が、核兵器廃絶を目指す国際キャンペーン「アボリション2000」支援の1300万人の署名を国連本部に提出した。

1997年、ニューヨークとジュネーブに国連連絡所を開設。ウィーン(2008年開設)の国連連絡所とともに国連支援の活動を展開している。このうちニューヨークの連絡所は、2015年に新法人「SGI国連事務所」として新たなスタートを切った。

2014年からは、青年部の平和運動「SOKAグローバルアクション」がスタート。①平和の文化建設・核兵器廃絶 ②アジアの友好 ③東北の復興、という3つの柱の下に諸活動を展開している。

(井戸川行人)

分科会報告

「植民地主義と平和」分科会

報告 1: 勝俣誠 (明治学院大学)

「国連とアフリカ最後の植民地問題: 西サハラ住民の自決権と平和」

討論 1: 古沢希代子 (東京女子大学)

報告 2: 難波満 (弁護士)

「近時の日本の国際法裁判例と『隠された』植民地主義: 『海賊』、インテリジェンス、難民」

討論 2: 阿部浩己 (神奈川大学)

司会: 佐伯奈津子 (名古屋学院大学)

【報告 1】

勝俣会員は、創立 70 周年を迎えた国連の脱植民地化原則にもかかわらず、なぜ西サハラがアフリカ最後の植民地として残りつづけているのか、平和を希求する市民社会が使える国際公共ツールとしての国連をどう動かせるかを平和学の観点から考察した。

報告では、(1) 不法占領を恒久化したモロッコ国内の要因、(2) 安保理決議 1514 の履行を先延ばしにしたい常任理事国内の利害関係と、履行を迫りたいアフリカ連合がどのような動きをみせているか、(3) 数十万の難民を抱えながら、安保理決議の速やかな履行を国連に求める西サハラ住民の闘いと、それを支援する国際的市民ネットワークの現状と特質、(4) 違法占領下の資源輸出を禁じている国連決議 (「国家の経済的権利義務憲章」第 16 条、国連総会 1974 年決議 328) を日本企業は違反していないか、また違反が確認された場合、市民としてそこから不法輸出される商品不買運動の可能性という 4 点について分析がなされた。さらに、国連の脱植民地化スキームの下で住民投票を経て 2001 年に独立 (主権回復) を達成した東ティモールとの共通点として、隣国による侵略・占領、占領国の国連決議無視、西側大国の黙認などが指摘された。

勝俣会員は、(1) 住民投票を望まない占領国モロッコの外交、(2) 安保理常任理事国の思惑と熱意不足、(3) 世界の世論の無関心といった西サハラ問題解決に向けた当面の障害があるなか、住民投票実現の条件として、(1) 西サハラの人びとの強い意志と外交努力、(2) 国連決議を守らせる世界の世論、(3) 市民社会から日本政府と国連への圧力を挙げた。

報告に対し、古沢会員は、紛争の類型と解決の道筋およびキーアクターズを提示したうえで、東ティモールとの相違点として、(1) 旧宗主国ポルトガルの態度、(2) 隣国オーストラリアの関与、(3) 占領国インドネシアに経済・軍事援助を実施している国での連帯運動、(4) インドネシアの民主化を挙げた。古沢会員はまた、「テロ」や流血の多い地域に世界の関心が集まり、非暴力での抵抗が目立たない問題を指摘、平和研究が非暴力の抵抗に注目すべきであると述べた。

【報告 2】

難波会員は、ソマリア海賊事件と公安テロ情報流出事件を例に、日本国内の裁判所での国際法に関する事件の審理について、法律実務家 (裁判所、代理人・弁護士) の法令解釈・適用が法的に必要な限度でなされており、

その事件の背景にある歴史的、政治的、社会的な事実が「隠され」ているのではないかという点について考察した。

ソマリア海賊事件において争点となったのは管轄権の問題である。弁護士は、日本が旗国、定係港国、沿岸国、被害者・加害者の国籍国のいずれでもなく、国連海洋法条約の解釈によれば、刑事裁判管轄権を有するのは被告人らを拿捕した米国であると主張。これに対し、裁判所は、海賊行為が「人類共通の敵」と考えられており、普遍的管轄権が認められると判断した。いっぽうで、イギリスとイタリアによる植民地支配、米ソ冷戦下での政治的分裂、1988 年内戦とその後の無政府状態という、海賊を生み出す歴史的な背景については、ほとんど審理されることはなかった。

公安テロ情報流出事件では、原告ら代理人は、情報流出について警視庁に情報管理上の注意義務違反があったと主張するとともに、国際人権法の観点から、警察が、ムスリムであることのみを理由として、ムスリムを徹底した監視下に置き、その個人情報収集したことが、信教の自由、法の下での平等、プライバシーの権利の侵害にあたることを主張。これに対し、裁判所は、情報流出については警視庁に情報管理上の注意義務違反があったとして損害賠償責任を認めるいっぽう、情報収集活動については、国際テロの発生を未然に防止するために必要な活動であると判断した。しかし、外国のインテリジェンス機関との協力については明らかにされなかった。

どちらの例でも、国際法の背景にある権力や正統性の問題が看過されていると問題提起する難波会員に対し、阿部会員は、判決が価値判断にもとづく帰納的なものであり、無機質な法論理の裏に、実は歴史的、政治的、社会的な事実があるのではないかと指摘した。たとえば、海賊事件の裁判は、「人類共通の敵」をつくるパフォーマンスであり、裁判を通じて国際共同体を構築していくものであった。

阿部会員は、西サハラ、ソマリアの人びとの発した声が届かないことが、両報告の共通点であるとまとめた。大国の構築する国際共同体、国際秩序の枠組みにおいて、無視されたり、迫害されたりする、これらの人びとの声をいかに拾い、いかに届けるかが、「植民地主義と平和」分科会の課題のひとつであろう。

(佐伯奈津子)

「環境・平和」分科会

報告：林公則（都留文科大学）

「辺野古基金とふるさと納税の可能性と問題点」

討論：川瀬光義（京都府立大学）

司会：勅使川原香世子（明治学院大学）

本分科会は、寄付者の自由意思によって成り立つ辺野古基金やふるさと納税などが、補助金政策への対抗になり得るのかを検討する機会として開催された。

まず、林会員より、同基金とふるさと納税がもつ、寄付者（納税者）や支援を受ける運動体と地方自治体にとつての意義、それらの今後の課題について報告があった。林会員によれば、同基金は、ファンドレイジング（資金集め）の観点から、事業内容と必要とされる資金額の根拠、会計報告、また、余剰な寄付金の使途などに関して不透明さが残されているという。しかし一方で、同基金は、沖縄県外在住者を含む個人の辺野古基地移設に係る政策への意思表示を可能にしたと評価し、これまでの政策決定のあり方に変革を起し得るのではなかろうかと期待を寄せる。

また、ふるさと納税（沖縄県の美ら島ゆいまーる寄付金、名護市のふるさと納税制度）も、政府によって長年実施されてきた基地維持財政政策に一石を投げ得ると、林会員は述べる。米軍基地と引き換えに投入される多額の補助金は、政府が同県の動きを一定程度コントロールすることを可能にしてきた。しかし、その補助金が同県の発展に必ずしも寄与してきたとはいえず、同県、そして、名護市は再編交付金をはじめとするいわゆるひも付きの補助金に頼らない方向を模索している。林会員によれば、総額のうえで政府の補助金に及ばないとしても、ふるさと納税による寄付金には、使途を制限されない、納税者が自身の金についての責任をより果たせるようになるといったメリットがある。

川瀬会員より、ふるさと納税に関する研究蓄積があさむ現状において、林会員の論文には新規性があるとの評価があった。さらに、主に5つの論点が挙げられた。まず、「ふるさと納税研究会」の挙げる同納税の意義を批

判的に検討する必要があると問題提起された。同研究会は、ふるさと納税は納税者に選択の余地を与え、さらに、納税者の中に自治意識を芽生えさせたと評価している。だが、自らの納めた税金の使途を把握し適切な予算配分を要請するという納税者としての基本的な姿勢が欠如している現状自体を問うべきではないか、また、「ふるさと」を大切にしたいからの行為であれば、納税ではなく寄付が適切ではないかといった指摘がなされた。二点目として、課税権をもつ自治体によるふるさと納税と任意団体が募る辺野古基金を比較することの妥当性に関して、疑問が挙げられた。三点目には、事業費をふるさと納税によって募るといった方法は非現実的であり、また、課税による必要額の確保が望ましいという見解が示された。四点目には、ふるさと納税は民業のファンドレイジングの圧迫といえるのではないかと、五点目として、寄付で国の政策を変えさせるのは不可能ではないかといった疑問が投げかけられた。

林会員からは、先行研究の検討に関して論文構成を変更すること、納税者の選択の余地や自治意識の育成といった点における共通性に着眼し双方を取り上げていることなどに関して応答があった。

フロアからは、辺野古基金の成果を支援者に知らせることによって次の行動へのモチベーションにつながるのではないかと、支援者の思いなどについても調査する必要があるのではないかとといった意見が出された。

財政学・地域経済の専門家である川瀬会員の指摘は、報告者をはじめ本分科会の会員に実に新しい視点を与えるものであった。結果、議論は大変盛り上がり、地方自治の今後を考える上で有意義な機会となった。

（勅使川原香世子）

「難民・強制移動民研究」分科会

報告：上野友也（岐阜大学）

「『文民の保護』は難民を保護するのか——国連安全保障理事会による『文民の保護』とその可能性」

討論：池田文佑（富山大学）

司会：小泉康一（大東文化大学）

2015年は強制移動民の総数が史上初めて5千万の舞台を突破した年である。とりわけ、シリアにおける混乱とそれに伴う欧州への「難民」流入は、強いられる移動が国際社会にいかなるインパクトを及ぼすかを象徴した出来事だったといえよう。逃れてくる者は、庇われ、護られなければならない。今回の上野報告は、「文民の保護」という視点から、国際社会がこの課題にどう取り組みうるかを考察したものであった。

上野報告の要点は大きく3つである。まず、「文民の保護」は「難民・避難民の保護」を意味する。次に、しかしながら国連安全保障理事会（安保理）による保護如何については、安保理が文民を明確に定義していないため不明である。そして最後に、これに代わりうる「文民の保護」が図られるべきであり、新しい集団安全保障体制の創設という面からみても重要である。以上の諸点を2011年以降のシリア難民危機とそれへの対応から検討

し、「安全設計（Fault Tolerance）」思想からなる多層的セーフティネットにより、国連安保理の「保護」機能を代替する必要性へ接続させて論じたのが、本報告であった。

上野報告に対しては、次のような質問や議論が提起された。文民と難民というカテゴリーの異同をどう考えるか。難民を文民として扱い、難民法以上に人道法に力点を置いて対応する妥当性はどこにあるか。戦闘員化する難民の問題に対してはどう対応するか（以上池田）。

1980年代に登場した「一次的保護」カテゴリーの再考につながるのではないかと。国境管理という点から、報告で提起された新しい安全保障をどうみればよいか。

Fault Tolerance と Fail Safe はどう異なるのか。多層的なセーフティネットはクラスターアプローチとどう異なるのか。そのセーフティネットは、結果的に強制移動民を多層的に封じ込めることにならないか（以上フロア）。

このほかにも多数の質問・コメントが寄せられた。

以上に対して報告者よりそれぞれ返答が述べられたわけであるが、セッションで挙げられた諸点は、上野報告の内容を大きく三つの視点から精査し、議論の糸口を提供したものと考えてよい。第一は、今日の強制移動民を国際社会がどう認識し、いかなる名付けのもとに対象化するかである。難民法と人道法を両輪とし、国際政治とグローバル・ガバナンスを両輪とする現行の体制は、二輪の狭間に多数の人々を置き去りにする格好で今日に至っている。文民は難民であるのか・難民は文民であるのかという、一見なんでもない問いは、主権と人権が交錯し、庇護と保護とが交錯する状況ゆえに、集合論的解決を簡単にはゆるさなくなっている。第二は、そのようななかで築かれるべきグローバルな体制をどう理解するかである。国内避難民保護に代表されるように、強制移動民を扱うグローバルな仕組みは既に多層化を進めている。にも関わらず、それが二度三度主権と人権の狭間にあっていずれかに引張られるというダイナミクスは基本的に変わっていない。輪の隙間にあった人々は、次に網の隙間からこぼれ落ちるのである。その意味で、結

論で提起された「新しい安全保障制度を構築すれば、すべての紛争被害者を救済できると楽観的に結論づけることはできるであろうか」という問いへ答えることは、今後重要である。最後は、人の強制的移動という現象が安全保障の理論と実践にどのような影響をもたらすかである。「難民」受け入れをめぐる最近の議論は、人の強制的移動が、国際の平和と安全、人間の安全、そして国土の安全という三つの間で揺れ動いていることを露骨に反映している。しかしそのいずれにあっても、主権と人権との緊張と重なり合いは認められる。報告論文が冒頭で触れた批判的安全保障論は、1990年代後半からの一時的流行を経て現在静かであるが、仮にこの議論に課せられた宿題があるとすれば、いま述べた主権と人権の緊張と重なり合いを安全保障の理論へどう結実させてゆくかという問いが、その一つとなるであろう。この点で、ケン・ブーンが以前説いた「人間の解放を目指すリアリズム (emancipatory realism)」は、人の強制移動という文脈から一層掘り下げた考察を必要としているように思われる。

(池田丈佑)

「公共性と平和」分科会

テーマ：国民国家の相対化と公共性

報告1：山口剛史（琉球大学）

「平和教育としての領土共同授業開発—『生活圏』の視点による授業の試行—」

討論者：池上大祐（琉球大学）

報告2：長岡節子（北九州市立大学大学院）

「『ロマ包摂の10年』から考察する社会包摂—市民社会と『開かれた社会』とは—」

討論者：小田桐確（関西外国語大学）

司会：横田匡紀（東京理科大学）

今回の「公共性と平和」分科会では「国民国家の相対化と公共性」を主題とし、2つの報告を行った。

第1報告は、山口剛史（琉球大学）会員の「平和教育としての領土共同授業開発—『生活圏』の視点による授業の試行—」である。この報告は、「独島（竹島）」等の領土紛争を主題にした日本（沖縄）、韓国、台湾での共同教材開発を通じ、平和的共存のための市民性獲得を目指し、トランセンド法の視点で「平和的解決を見出す」方法を志向する。また共同授業では、第一に、領土ナショナリズムを題材として、国益と個人の利益の違いを考える「国民国家の相対化」、第二に、領有権画定の線引きなしに共有・共存のルールを作る発想を考える方法として、「生活圏（新崎盛輝）」による教材化に注目する。

次に、参加学生の指摘に基づく共同授業の成果と課題をあげた。第一に、「教科書には事実（のみ）を書くべき」との指摘、第二に、「考える素材・視点」の提供との教科書観から、各々の主張を併記し、子どもが判断すべきである点、第三に、生活圏を追求した場合、「沖縄のもの」という誰かの「もの」を主張し、小さな縄張り争いを導くといった、生活圏への学生の批判、第四に、話し合いでは領土紛争は解決しないのではないか、政治の立場の違いで共通教材は不可能なのではないかとの指摘を紹介した。

最後に、共同授業実施で見えてきたこととして、学生達のナショナリズムの強さを指摘し、他者の声に耳を傾け、自分の中にあるナショナリズムがどのように醸成されたかを問うことは困難だが重要だと主張した。

この報告に対して、池上大祐（琉球大学）会員より、討論が行われた。まず自身の研究関心に触れ、「地域」

に注目して研究を進めたいと言及した。また公共性を巡る現状として、公民科目「公共」など政府の主権者教育は国家の「公」に囚われていると指摘した。

その上で、池上会員は、ネグリとハートのコモンウェルスに触れ、公共の「共」の視点で考えることが重要であると主張した。311後に新しい共同性が注目され、山口報告の「生活圏」はコモンと密接な関係にあり、伝統的共同社会ではなく、新しい繋がり（コモン）の可能性を議論すべきと指摘した。また上原専祿の主張する「（中央政府に対置される）地方」と「地域」の区分、「地域の地方化」阻止に基づき、生活者が根差す地域の独自性を重視するべきであると主張した。更に「地域」を目指す際に米国の存在が壁となるが、小さな地域からなる東アジアという大きな枠組みが重要だと指摘した。山口報告は、以上の文脈の中で、現在の視点で、日台韓で生活圏による共通教科書を作成する重要な試みであり、領土ナショナリズムへの突破口の一つになりうると言及した。

第2報告は、長岡節子（北九州市立大学大学院）会員の「『ロマ包摂の10年』から考察する社会包摂—市民社会と『開かれた社会』とは—」である。この報告では、「市民社会の支援」の点から、中東欧地域や欧州全体で社会問題の対象とされる少数民族ロマに注目した。具体的には、中東欧諸国が参加する「ロマ包摂の10年（2005-2015）」を事例として、ロマ民族を社会包摂する「開かれた社会」を考察した。

最初に報告では「ロマ包摂の10年」の概要に触れ、2003年からハンガリー政府が中心となり準備されたこと、活動目的（ロマ民族の経済的地位と社会包摂）、活

動分野（住居、健康、雇用、教育、反差別、ジェンダー平等、貧困削減）、ロマ教育基金に言及した。また少数民族ロマは、体制移行で国籍等が不明瞭となり、近年は経済移民として注目され、失業や貧困、民族的差別等の問題があることを指摘した。この他に冷戦終焉以降に活発となった市民社会の動き、社会統合の類型（同化・統合・包摂）に言及した。

こうした問題を抱えるロマ民族を支援する「ロマ包摂の10年」の根底にある理念としてオープンソサエティ財団のソロスが提示する「開かれた社会」、すなわち多様な人々が社会参加できる有機的社会的存在を指摘した。

最後に、ロマ市民活動の経緯と課題、社会包摂と市民社会の概念をとりあげた上で、中東欧地域での民主化の深化、政治的成熟度の底上げの必要性を主張し、今後を展望した。

この報告に対して、小田桐確（関西外国語大学）氏による討論が行われた。小田桐氏は都合で出席できなかったため、事前に送付された文書を司会が代読した。

まず、小田桐氏は、ロマ民族の問題をはじめとして、今日の世界が抱える多くの問題が、伝統的主権国家体制の枠に収まらない点を指摘した。国際関係論でもそうした現実を捉えようと試みられており、同分野の研究者からみても、興味深い主題を設定しているとした。また長岡報告は、日本では注目されることの少ないロマの実態を調査しており、それ自体意義のあることだと指摘した。

「憲法と平和」分科会

テーマ：安保法成立後の憲法論

報告：小林武（沖縄大学）

「安保法違憲訴訟の可能性」

司会：清末愛砂（室蘭工業大学）

分科会「憲法と平和」は、日本国憲法の平和的生存権の研究者として知られる憲法学者の小林武氏（沖縄大学）をゲスト講師として招き、「安保法違憲訴訟の可能性」と題する報告をしていただいた。今回の分科会は、現在の日本社会が瀕している喫緊の課題をテーマにしたものであったこと、またその課題を分析する上で最も適切な研究者の一人である小林氏による報告であったことから、沖縄で米軍基地建設の反対運動に参加している地元活動家を含む、多数の参加者があった。以下では、小林氏の報告の内容を簡単に紹介する。

小林氏は、2015年9月に「可決された」（と言われている）安保法／戦争法の違憲性を構成するものとして、①憲法の平和主義と民主主義の蹂躪、②立憲主義の破壊（＝憲法の枠組を無視するもの）を挙げた。

①については、集団的自衛権行使容認、〈後方支援〉の再編・拡大、平時における米軍の防御、国連平和維持活動（PKO）参加時の武器使用の拡大が、憲法9条に違反することを指摘。その上で、9条の論じ方として、同1項には「国際紛争を解決する手段としては」という〈限定的〉な意味を持つ挿入句が入っているが、それが侵略戦争のみを意味するものとして解釈してもいいのかどうかという点について、再検討する必要があることを訴えた。これは、憲法の平和主義の根本をあらためて問う重要な提起であった。また、国会内での審議の際に見られた安倍首相をはじめとする政権関係者による無内容答弁、それに続く強行採決が議会制民主主義を蹂躪する行為そのものであったという指摘もなされた。

②については、2014年7月になされた集団的自衛権

その上で、今後の研究課題として、近年の社会動向や研究動向の中での位置づけ、大きな見取り図（独自性や意義）を示す必要がある点、市民社会や民主主義等の概念規定を明確にする必要がある点、「ロマの包摂」をもたらす要因を絞り、因果関係を明瞭にする必要がある点をあげた。

最後に、長岡報告に対して確認したい点として次の点をあげた。第一に、民主化により社会包摂されるとはどのようなことなのか、民主主義体制だからといって自動的にロマ民族の権利が保護されないのではないかと指摘した。第二に、ロマの人々自身はどのように考え、行動しているのか、人権、民主主義等の西欧的価値観を本当に内面化しているのかといった点をとりあげた。第三に、「人間の安全保障」の観点から見たロマ問題について、ロマ全体（「民族」や「権利」等）として捉えられても、個人としての人間ではないとの印象を受けるが、実際はどうかと言及した。

以上の報告と討論を受け、活発な質疑応答が行われた。例えば、山口報告に対しては、領土問題ではなく、別の問題を取り上げたらどうか、長岡報告に対しては、包摂を進めて排除することにはならないのかといった指摘がなされた。

こうした議論により、両会員の更なる研究の深化に向けた一つの道筋が示された。

（横田匡紀）

の行使を容認する緊急閣議決定が、明示的に集団的自衛権の行使が現行憲法下では認められないとした1972年の内閣法制局の見解に沿ってなされた過去の政府見解、および同閣議決定の内容の根拠とされた砂川事件最高裁判決を歪曲するものであったことに鑑み、現政権が「法的安定性」を蔑視する姿勢をとり続けているという説明がなされた。その上で、既存の法の改定と新法の制定からなる安保法制の構築が、解釈改憲と立法改憲によるクーデタ（＝立憲的国制の破壊）を意味するものであるとの見解が示された。

このように、政権による違憲の動きが加速化する現在の日本社会においては、合憲状態の回復の必要性が強く求められている。そのための手段として、小林氏は、①違憲訴訟、②「採決」不存在の確認、③施行阻止・廃止法案提出、④国民投票の実施要求、⑤賛成議員の落選運動、⑥政権構想を伴った野党間選挙協力を挙げた。それでは、報告のテーマである違憲訴訟の妥当性と可能性はどのように解されるのであろうか。違憲訴訟としては、取消訴訟、違憲確認訴訟、差止め請求、国家賠償訴訟等が考えられるが、その中でもとりわけ弁護士が主に用いる手段は、差止め請求と国家賠償訴訟である。いずれにせよ、訴えの柱となるものが、小林氏が長年研究をされてきた「平和的生存権」ということになる。

平和的生存権をめぐるこれまでの例から考えると、長沼ナイキ訴訟の第一審判決、自衛隊のイラク派兵訴訟、特に同生存権の具体的権利性と裁判規範性を認めた2008年4月17日の名古屋高等裁判所判決（確定）が参考となる。しかしながら、平和的生存権をめぐる訴訟は、

これまで、そして現在の日本の司法状況を考えると厳しいものが予想される。自衛隊のイラク訴訟で学識者として証人を務めた小林氏は、その状況に打ち勝つための必要条件として、原告、弁護団、学者の連携のみならず、訴訟への支援活動と世論による後押し、および訴訟運動を有機的につなげるための全国的連携を挙げた。

また、小林氏は違憲訴訟の妥当性を認めつつも、違憲訴訟の結果（原告敗訴）が、合憲判決の呼び水となる可能性があるため、その点を警戒しておく必要があること

にも言及した。その上で、安保法の廃止と平和憲法の再生のためには、違憲訴訟がその手段として排除されるわけではないが、まずもって主権者による日常的な抵抗運動の継続が求められていること、またその運動において主権者が追求すべきことは政治部門での決着である、という見解が示された。かつて自由法曹団の岡林辰雄弁護士は「主戦場は法廷の外」だと述べたが、まさにその運動認識が求められているのである。

（清末愛砂）

「軍縮・安全保障」分科会

フリーディスカッション：軍縮・安全保障問題と平和研究

軍縮と安全保障は、平和研究の伝統的な研究領域および実践的課題であり、本学会が発足以来、力を入れてきた分野の一つであるといつてよかろう。今次の秋季研究集会でも、軍縮・安全保障に関わるテーマで研究や活動の報告が様々な部会・分科会で行われた。今年は NPT 再検討会議の開催や、広島・長崎被爆 70 年、安保法に象徴される日本の安保・防衛政策の変容、沖縄の基地問題、東アジアにおける対立と緊張、中東の紛争、テロリズムなど、軍縮・安全保障の諸問題が日本国内外で注目を集めたが、こうしたなかで平和研究が果たすべき役割は小さくない。しかし、本年度の春季大会と秋季研究集会では、残念ながら本分科会で報告を希望する会員がいなかった。偶々そうになっただけのこともかもしれないが、背景には、「安全保障」概念の多角化や拡散、軍縮・安全保障を研究領域とする新興学会の存在、軍縮・安全保障と関わり深い国際政治学を専攻する会員の減少といつ

た構造的な問題もあるように思われる。そのために研究・活動報告の場として本分科会の魅力や意義が失われつつあるとすれば、本分科会は深刻な状況に置かれているといわざるをえないだろう。そこで本分科会では、軍縮・安全保障分野の平和研究の現状や問題点、今後の課題についてフリーディスカッションを行うことにした。当日は少人数ながら、研究者、ジャーナリスト、宗教団体関係者、市民活動家など多様な参加者が集まり、率直な意見交換を通じて、平和研究ならではの視角や方法で軍縮・安全保障に関する研究・実践的活動を進めていく必要があり、それが平和研究者としての社会的な責任ではないかとの問題意識が共有された。会員の方々（特に中堅・若手会員）には是非、軍縮・安全保障分科会を研究・活動報告の場として積極的に利用していただきたい。（黒崎輝）

「平和教育」分科会

報告 1：吉田直子（東京大学大学院）

「沖縄戦から何を学び、何を語り継ぐのか——次世代の平和教育の構築に向けて」

討論：源氏田憲一（相模女子大学）

報告 2：古賀徳子（ひめゆり平和祈念資料館）

「ひめゆり平和祈念資料館におけるワークショップの可能性」

司会：杉田明宏（大東文化大学）

本分科会では、吉田直子氏（東京大学大学院）が「沖縄戦から何を学び、何を語り継ぐのか——次世代の平和教育の構築に向けて——」、古賀徳子（ひめゆり平和祈念資料館）が「ひめゆり平和祈念資料館におけるワークショップの可能性」と題して報告を行った。討論を源氏田憲一氏（相模女子大学）、司会を杉田明宏氏（大東文化大学）が務めた。

第 1 報告において、吉田氏は、沖縄戦の継承と沖縄平和学習に関わる今日的な課題について、特に大学生の活動に着目しながら検討・再考を試みた。

まず、近年注目を集めるディスカッション型平和学習が取り上げられた。現役学生起業家が始めたこの実践は、学習者を思考停止に陥らせる平和教育への危機感から生まれたもので、沖縄戦を詳しく学ぶというよりも「戦争（または平和）とは何か」といった問いを、異なるバックグラウンドを持つ参加者たちの自由なディスカッションを通じて学び合うことで、戦争や平和、また沖縄の問題を「ジブンゴト」として考えるきっかけづくりを目指すものとして紹介された。しかし「沖縄戦から何を学び、何を語り継ぐのか」という問題からは遠ざかってしまう懸念が残ると氏は指摘した。

次に琉球大学の学生平和ガイドの活動を取り上げた。これは、先出の実践の要素も含みつつも、単に沖縄戦を「伝える」のではなく、証言や史料を丁寧に読み込む地道な作業を共同／協同で積み重ね、自らの言葉で「語り直す」ことで、語り手と聴き手の双方が共に平和を「創る」主体となることを育む場にもなっていたと分析された。すなわち、前述のディスカッション型平和学習の新奇性は、先行する琉大学生ガイドの実践に既に内在していたが、にもかかわらず、前者が目される現実があることについて、氏はその一因として、本質主義的な価値観に基づく教育観の影響を指摘した。これにより我々が、沖縄戦の「悲惨な事実」を選択的に聞き取る一方、「それでも生きてきた人々」の「生の軌跡／奇跡」を聴き損ね、人間存在の「被傷性」、またはパトラーの言う「生のあやうさ」を感じ失ってしまったとの分析が述べられた。

最後にこれからの沖縄平和学習のあり方として、氏は、「沖縄戦を学ぶ」のではなく「沖縄戦から学ぶ」ことを提言した。具体的には、網羅的な知識の注入ではなく、沖縄戦とは何だったのか、またそのことと我々の生の関わりについて、生徒と教員が共に学び合う平和学

習の模索の重要性が強調された。さらに「骨の記憶」や戦争文学を通じて沖縄戦の実相に接近するアプローチの有効性が考察された。「骨」にせよ「文学」にせよ、これらを通じて当時のできごとを聴くふるまいは、我々が慣れ親しんできた「生者の語り」ではなく、「死者の語り」をいかに聴き得るのかという問いと向き合うことでもあるからであり、このことこそ、体験者亡き後の戦争の記憶の継承を考える上で重要な観点になってくるのではないかと指摘した。

第2報告において、古賀氏は、ひめゆり平和祈念資料館（以下、資料館）が戦争体験継承の方法の一つにワークショップを用いるに至った経緯と参加者の受け止めを紹介し、活用に向けた課題を提起した。

まず、資料館では、2000年頃から「次世代プロジェクト」が立ち上げられて戦争体験の継承に取り組むようになり、2011年からは「教員向け講習会」などでひめゆりをテーマにしたワークショップが行われるようになった経緯が述べられた。

「次世代プロジェクト」の内容としては以下が紹介された。(1)展示室で上映するための証言映像の撮影(2000年～)。(2)「証言員がいなくても伝わる展示」すなわち、常設展示のリニューアル(2004年)と、生存者の戦後に焦点を当てた企画展。(3)「展示や証言映像と来館者を媒介する」後継者の育成への取り組み(2005年～)

次に、このプロジェクトの柱の一つとしてワークショップ手法の活用が紹介された。館内外の戦争体験講話は年間1000回以上実施していたが、その講話を受け継ぐ方法として、職員による平和講話、ガイダンス、ワークショップ、講座・講習会の実施が検討されたという。ワークショップは開発教育の手法を応用し、実物資料が必要なものを直接「ひめゆり」に関わらないものはずしたとのこと。例として、アクティビティ「部屋の四隅」、「イメージマップ」、「フォトランゲージ」、「わたしの気持」等が挙げられた。これらは、2011年

以降、資料館内で最初に証言者・職員が体験し、学校現場で試験的に実施した後、資料館において教員を対象にした講習会として具体化されていたとのこと。

「教員向け講習会」は、2012年から通算5回実施されてきた。参加者は毎回14～20人程度であり、「沖縄戦を伝えるのは大事だと思っているが、どうすればいいのか正直困っている」参加者が多かったという。その効果について、氏は、自分の気持ちに気づく、自分の考えを言葉にする、人の意見に耳を傾ける、その楽しさに気づくことによって、自分自身が戦争にどう向き合っていくのか、何ができるのかを考えることになり、他の人と話し合いや協力することの大切さを理解することにつながるのではないかと考察した。この講習会に参加した教員による学校での実践として、全学年で事前学習としてワークショップを実施した後に資料館を見学した中学高校、フォトランゲージと『絵本ひめゆり』の読み聞かせを行った中学校、アニメ視聴後「わたしの気持ち」を実施した小学校の例が紹介された。しかし、授業時間の確保の難しさ、ワークショップの経験がある教師の少なさ、資料館ホールを使用して学校団体を対象に直接実施することの難しさ等により、実践の広がりがまだ少ないことが課題として挙げられた。

最後に、資料館において元ひめゆり学徒の戦争体験講話(館内)が2015年3月いっぱいまで原則終了し、「次世代による平和講話」が始まったことが紹介された。戦争を体験した「証言員」は伝えるために模索し、取り組みを続けてきたが、戦争を体験していない者として、自分たちはそれを次の世代へ伝える役割を担っていきたくとして、今回紹介した取り組みをさらに発展させていく決意が述べられた。

二人の報告と討論者からの論点提示を受けて、質疑討論がなされた。時間は十分取れなかったが、参加者からは活発な質問・意見が出された。

(杉田明宏)

「グローバルヒパクシャ」分科会

テーマ：「福島」と向き合う——3.11から5年を前にして

報告1：平井朗（立教大学）

「原発とコミュニケーション——東電原発事件をめぐる」

報告2：斎藤綾（福島県立福島北高校）

「福島発 平和の種まき人になろう——世代と地域を越えた高校生の自主活動」

討論：阿部太郎（名古屋学院大学）

司会：竹峰誠一郎（明星大学）

東電福島第一原発事故から5年を見据え、「『福島』と向き合う——3.11から5年を前にして」と題した分科会を開催した。原発事故の現状をどうとらえるのか、とりわけ福島をめぐる分断と連帯の一端を浮き彫りにした分科会となった。

第一に平井朗氏が「原発とコミュニケーション——東電原発事件をめぐる」と題して報告をおこなった。原発事故は産業公害事件であり、「東電原発事件」であると報告者は指摘する。3.11に始まった東電福島第一原発をめぐる事象は、原発周辺にとどまらず、多くの人びとの居住地、生活、生業、伝統、文化などのサブシステム（生存基盤）を根こぎにした暴力であり、産業公害事件と、報告者はとらえるのである。

原発はそもそも電力消費地である「中心」と原発立地地である「周辺」との間をはじめ、さまざまな格差を利

用することによって存在する。事件後、避難が長期化する中で、元々あった格差が拡大しただけでなく、同じ被害者の中でも、避難区域の線引きによる賠償格差、また帰還か移住か避難継続かという、新たな格差と分断が生じた。分断された被害者は、今後の展望を見出せない閉塞感と、賠償はおろか放射能について語ることも憚る自制を強いられていると、報告者は指摘した。こうした状況を「コミュニケーションが暴力となっている」と報告者はとらえる。

他方除染基準を20倍に切り下げて帰還が促進されるなかで、住民に対して「リスク」と呼ばれる「リスクコミュニケーション」が福島では環境省によって推進されている。チェルノブイリ事故後のベラルーシでの実践を取り入れたものであり、水俣において被害者を分断したコミュニケーションとのつながり、類似性が強いこと

を報告者は示した。

そのうえで原発避難者の中に、さらに被害者運動の中にも存在する分断を「水俣での『悪い教訓』を繰り返さない」ために、連帯しようとする水俣病患者の活動などを紹介し、分断を減らし、暴力のコミュニケーションを平和のコミュニケーションへと変える道を考察して、報告を終えた。

第二に、福島県の県立高校の現役教員である斎藤毅氏が「福島発 平和の種まき人になろう——世代と地域を越えた高校生自主活動」と題して報告をおこなった。東日本大震災と原発事故後に、高知県の幡多高校生ゼミナールとの交流から、「核被災」と向き合い、平和活動を始めた、福島の高校生（現在大学生）が学び、知り、交流して成長していく過程が報告された。

高校生平和ゼミナールは、1978年の広島での結成に始まり、80年代に隆盛をみたが、現在は各地で衰退の状況にある。2011年秋、高知の幡多ゼミナールとの交流を機に、核被災と向き合うために福島の地に高校生平和ゼミナールが誕生した。そして幡多ゼミナールを通じて、全国の高校生や若者の自主活動と結びつき、釜山やセミパラチンスクの高校生とも交流するなど、活動の幅は広がった。地域や国境を超えて平和の種をまき、若者たちにバトンを渡したいとの強い思いが、そこにはあった。

「平和と芸術」分科会

テーマ：オキナワを表現する —沖繩の課題と芸術—

報告1：泉川のはな（東北芸術工科大学大学院）

「オキナワを眼差す視点の継承 —アートにおけるオキナワの表現を考える—」

報告2：杉浦幹男（(公財)沖繩県文化振興会・文化芸術推進課プログラムディレクター）

「平和を表現することと文化芸術支援」

討論：佐藤壮広（清泉女子大学）

司会：田中勝（京都造形芸術大学）

本分科会では、「オキナワを表現する —沖繩の課題と芸術—」とのテーマのもと、東北芸術工科大学大学院生の泉川のはな氏から「オキナワを眼差す視点の継承—アートにおけるオキナワの表現を考える—」との報告と、(公財)沖繩県文化振興会文化芸術推進課プログラムディレクターの杉浦幹男氏から「平和を表現することと文化芸術支援」との報告を行って頂いた。（田中勝）

泉川氏からは、大学院での研究活動と作品発表の体験をふくめた、アートにおける「オキナワ」の表現について報告された。まず作品を制作する動機として、泉川氏自身が沖繩の外である東北での生活によって、沖繩出身者としての存在をアイデンティファイしたことを挙げた。

次に作品を構成する上で、イメージとしての沖繩を、多田治の『沖繩イメージを旅する』をもとに、「南国的イメージ」、「民俗学的イメージ」、「社会問題的イメージ」の三つに分け、そのうち「社会問題的イメージ」に焦点をあて、説明した。夾竹桃をモチーフとした基地問題の不透明さと、非日常が日常になる今の作者自身もつ沖繩への視点を反映させた作品を展示発表し、沖繩の問題を共有していない鑑賞者に対して、沖繩での体験談や制作の際に参考とした写真資料をスライドで提示。沖繩の日常的な風景を共有できるきっかけをつくることで、一方的なメッセージを発信するのではなく、対話の場を生み出すことを目的とした。その結果、「沖繩」というテーマを通じた鑑賞者とのコミュニケーションが生まれたことを作品発表の成果の一つとして報告した。

国内の交流は、2011～2014年の4年間で高知県幡多と福島市などで5回を数えた。さらに、トヨタ財団の助成でマージナル諸島調査にも学生を派遣し、若者同士の学びと交流による連帯が、国境を越えて形成された。その世代と地域、さらに国境を越えた交流の過程を、映画「種まきうさぎ——フクシマに向き合う青春」（森康行監督、2015年）が映し出す。同映画の上映を広げ、若い世代とともに、フクシマについて、世界の核と平和についてこれからも深く学び合いたいとの今後の抱負が報告者から最後に述べられた。

お二人の報告に続いて、福島県伊達市出身の阿部太郎氏が、故郷で見聞してきたことを踏まえたコメントを行い、会場との間で活発な質疑が交わされた。「報告はお二人とも原発被災者の主体性を重視しており、このような視点からの研究、活動の重要性を再認識することができました。原発の再稼働が始まり、全国的には福島原発事故の風化が起きているようにも思える中でこのような分科会が開かれたのは意義深いことです。グローバルヒバクシャ分科会が、今後も継続してこのような取り組みを続けてくださることを希望します」との声が参加者から寄せられた。

（竹峰誠一郎）

また、アートで「オキナワ」を表現した作品として、現代美術アーティスト照屋勇賢の『結い YOU-I』を挙げ、アート作品が想像力をかき立て、イデオロギーを超えた対話の可能性をもつと評されたことを述べ、作者自身の視点をもって世代や歴史観の違う他者と共有できる可能性が、アートという表現の世界の良さではないかと結んだ。（泉川のはな）

続いて、杉浦氏からの報告は、沖繩版のアーツカウンシル事業のプログラムディレクターとして、沖繩の文化芸術の中で何が起り、何をしようとしているのか、沖繩の文化の現状が述べられた。

戦後、「オキナワ」について語ること、語りにくさ、つまり当事者ではない人が語る「オキナワ」が芸術文化の中にあることが述べられた。その上で、沖繩文化活性化創造発信支援事業を行う中で、芸術文化自体のコンテンツの評価を行政自体が行うことは、ほぼ不可能であり、ナチスドイツが芸術文化を政治的に利用したという反省から生み出されたイギリスのアーツカウンシルの組織概念が沖繩でも用いられてきたことが紹介された。

具体的なアーツカウンシル事業紹介として、戦後70年の沖繩の美術プロジェクトがある。このプロジェクトを評価したポイントの一つは、同じ沖繩という地域を見つめ直しながら、戦後のベテランのアーティストと若いアーティストが、平和という共通のテーマを持ち、一緒に取り組んだことが挙げられた。それは、沖繩のアートシーンの中に、沖繩が持つ悲しみと苦悩を背負ってなけ

ればならないという考えを持つベテランのアーティストと、逆にそれから自由になりたい、自由に表現したいという若いアーティストとの断絶を、平和という共通点から繋げてきたことが報告された。

もう一つ、沖縄戦をテーマにした演劇支援で作品『cocoon』についても報告された。演劇公演だけの支援ではなく、ワークショップも開催し、対話、コミュニケーションを重視したかたちで支援を行った結果、参加した中高生が非常に関心高く受け取ったことなどが述べられた。

戦後 70 年となり、今後、戦争を経験した人がいなくなる時代を迎える中で、本当の意味での戦後がこれから来る。戦争を知っている人たち、戦争を知らない人たちのギャップを語り合う場として、平和をテーマとした沖縄の国際芸術祭ということをつくり出してきたことも紹介された。

沖縄県では、沖縄平和賞というかたちで、世界における平和貢献活動を表彰してきた。政治的解決が困難な課題でも、芸術文化の力で、文化交流を行い、相互理解や対話のチャンネルをひらきながら平和に貢献している文化活動に対して「沖縄平和文化賞」というかたちでの顕彰することも平和文化支援の中で重要な役割となるとの考えが報告された。

今後 7 年の中で、沖縄が那覇市政 100 周年や沖縄返還 50 周年等の数々の節目を迎える中で、沖縄から発信する文化プログラムを充実させたいと述べられた。

【討論・質疑】

佐藤社広会員から、社会的、あるいはコミュニケーション上、作品を前にした主体がどう変化するか、つまり他者と出会う現場という観点から、戦後 70 年で、沖縄の経済、文化、政治、軍事を含めて、箱分けされてきた

ことを、それぞれの現場で、それぞれの人たちが、自分たちの現実を表現しており、それらを横に並べてみた時に、一体何が見えてくるのかとの観点を討論したいことが伝えられ、二人の報告者に対して、質問が寄せられた。その中で、支援事業で演劇公演と合わせてワークショップを行う点について、今まで作られてきた表現を前にして、いかに我々が語り合ってきたかが、強烈的な反省とともに、かなり重要な指摘でもあり、この点に関する討議が求められた。

【質疑応答】

その後のフロアからの質疑応答では、参加者から「アートは、非常に辛い思いを表現する、言葉で言わない、言えないことを伝えていくことができる。しかし、アート表現よりも言葉が優先される場合が多く、言葉以外の表現力に目を向けられれば世界がもっと平和になるのではないか？」との質問に対して杉浦氏からは質問の内容に同意しながら、「言葉は、わかりやすいから直接的な言語表現になっているが、逆にマイノリティの人々を押し潰し、紛争を生み出している場合がある。ソーシャルインクルージョンを考え、ヒエラルキーにならない社会づくりのために、わかりにくいかもしれないけど、わかりやすく伝える努力が必要で、アートが力を発揮する。」と回答した。

その他、アートの現場における対象者や作品そのものが伝える芸術の可能性について、熱心な議論が展開された。最後に戦後 70 年をあらためて自覚し、何を知り、何を伝えていくか、平和学と芸術が果たす社会での役割について、今後も議論、研究を深めていくことが確認された。

(田中勝)

日本平和学会平和賞 受賞のことは

平和賞：特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (Japan International Volunteer Center)
事務局長 長谷部貴俊

この度は、第 5 回日本平和学会平和賞を賜り誠にありがとうございます。

日本国際ボランティアセンター (JVC) の設立は 1980 年ラオスやカンボジアからの難民がタイに押し寄せた時に、なにかしなければと様々なバックグラウンドを持つ人々が結集したことに始まります。そしてタイ国内にある難民キャンプで母子保健活動や職業訓練を行っていました。現在、イラク、アフガニスタン、パレスチナ、スーダンをはじめとする紛争地での活動、カンボジア、ラオス、タイ、南アフリカにおいて農村部での生活が厳しくなる中でどう自立的に人々が生活できるかを中心に添えた地域開発、交流事業、東日本大震災後には気仙沼、南相馬で地元のグループが主体となり支援活動をしている国際協力 NGO です。JVC の特徴は協力活動をするだけでなく、そこから見えてきた一般の人々の声や暮らしの変容を政策提言として日本政府、国連機関、特にはその地域で活動する軍事組織等に訴え、日本の一般の方々にも知ってもらうことを大切にしています。

JVC の活動で特に強調したいのは日本政府と国交がない国でも、市民の立場から協力活動を行ってきたことです。1980 年代東西冷戦下のため、タイの難民キャンプ

では西側ということで多くの支援が大変な状況ではありませんでしたが国際社会から集まりました。しかしカンボジア国内は東側寄りの政権ということで極度な貧困状況にも関わらず、国際支援はほとんど入らない状況であり、そのことに疑問をいだいた JVC はその状況下でも支援がきちんと住民に行き届くことが確認できればカンボジア国内の支援を開始すべきということで 1982 年から当時日本と国交がないカンボジアに入り、難民を生み出さないためにと給水支援を開始し、その後の農村開発に続いていきます。また、北朝鮮においても 95 年の大洪水をきっかけに他団体とともに食糧支援、2001 年から現在まで日本・韓国・北朝鮮に暮らす子どもたちの絵画の交換を通じて、北東アジア地域における平和的共生を考えつづけています。(途中、中国も加わる) これらは小さな動きかもしれませんが、市民が政治的な利害を超えて平和を基軸としながら関わる意義は大きいと感じますし、今後の平和活動においても可能性を見えています。

また、今回の受賞においては安保法制をめぐる議論において、積極的に JVC がさまざまな形を通じて発言したことを評価いただきました。我々は、スーダン、イラク、アフガニスタン、パレスチナという活動する中で、

欧米諸国からの視点ではなく中東やアフリカからどう日本が平和的なイメージで高く評価されてきたかをさまざまな人々から直接聞いてきました。また対テロ戦争の中心であったイラク、アフガニスタンで活動する中で両国が今もどのような混乱した状況にあるのか、対テロ戦争の検証はどうあるべきか、どのように外国軍が我々の知り合いも含めて一般住民が殺されてきたかを伝えてきました。法案が通っていますが、様々なネットワークを通

じて廃案をめざし、具体的な派遣検討が出る際にもこれまでの我々の知見をもとに政策提言活動を行っていきます。我々JVCは大段に訴えるのではなく、活動地での素朴な人々の声や我々の経験をもとに日本の真の意味での積極的平和がどうあるべきかを考えていきたいと思

平和賞：渡邊英徳（首都大学東京システムデザイン学部准教授）

この度の受賞、大変光栄に思います。一連のデジタルアーカイブは、これまで主にメディア芸術の分野で評価されてきました。私自身も「情報アーキテクト」を名乗っており、デザインが専門分野であると自認しています。おそらく、制作してきた作品が、私の予測を超えて、多くの人々が参画する平和活動を生み出してきたことが、今回の受賞に結びついたのではないかと考えております。

「ヒロシマ・アーカイブ」は、広島平和記念資料館、広島女学院同窓会、八王子市原爆被爆者の会、中国新聞社をはじめとする提供元から得られたすべての資料を、デジタル地球儀上に重層表示した「多元的デジタル・アーカイブズ」です。1945年当時の体験談、写真、地図、その他の資料を、現在の航空写真、立体地形と重ねあわせ、時空を越えて俯瞰的に閲覧することができます。このことにより、被爆の実相に対する多面的・総合的な理解を促すことを企図しています。

さらに私たちは、広島女学院の生徒たちや全国のボランティアと連携して証言の収集・英訳活動をすすめ、集合的記憶の醸成をおとした「記録のコミュニティ」を

生成しました。このことによって、過去の記憶と現在のメッセージを実空間／Web空間で共有し、未来に向けた物語を紡いでいくためのプラットフォームとなることを目指しています。そして2014年からは、高校生たちを対象としたマッピング技術の講習会と、アーカイブを活用した平和学習のカリキュラムを「生徒たち自身が」考えだすワークショップを実施しています。いまや、アーカイブの成長と利活用が、地元の若者たちに委ねられつつあるのです。

「ヒロシマ・アーカイブ」の前身は、2010年に発表した「ナガサキ・アーカイブ」です。ふたつの被爆地から始まったアーカイブの輪は、東日本大震災、沖縄戦、インド洋大津波の被災地バンダ・アチェへと広がっています。私は来年度からハーバード大学ライシャワー日本研究所に赴き、日米連携のアーカイブ活動を開始いたします。今後も世界中の人々と手を携えながら、異なる国の戦災・災害をつなぐ、歴史の「深層」の可視化に取り組んでいきたいと思

平和研究奨励賞：松元雅和（関西大学政策創造学部准教授）

この度は学会の名誉ある賞に与かり、誠に光栄に思います。

今回受賞対象となりました『平和主義とは何か—政治哲学で考える戦争と平和』（中公新書）は、国際関係の指針としての「平和主義」の思想的・実践的意義を、政治哲学的観点から捉えなおそうとした著作です。とりわけ、対外関係はナショナリズムや愛国主義のような熱情に晒されやすいものです。戦争と平和という課題、とくに平和主義の是非にまつわる問題を、感情や信念のぶつけ合いではなく、冷静な議論の土俵に乗せたいという考えから、平和主義と正戦論、平和主義と現実主義といった一種の対話形式をとる今回の著作のかたちとなりました。

もう一点の受賞対象著作「現実主義／平和主義理論における理想と現実」（『平和研究』第43号）は、現代政治哲学の方法論的知見を援用しながら、現実主義と平和主義それぞれの安全保障構想における理想と現実の位相を再考したものです。とかく「ユートピア的」「非現実的」とレッテルを貼られがちな平和主義ですが、現実主義も含めて、理論の役割がもつ実態はより複雑です。本著作では、理想理論／非理想理論の区別を援用しながら、平和主義がより現実的である必要性を示唆しながらも、そのユートピア的・理想的側面が、理論の構成的役割として同時に重要であることを主張しました。

とはいえ、私が今回の著作でやり残したことはまだ沢山あります。専門の政治哲学についてはもちろんですが、

戦前・戦後の日本における平和思想についても学びなおす必要があると思っています。また、平和主義の戦略的側面など、より多角的な側面からも研究を続ける必要があります。まだまだ不十分な点の多い著作ですが、今回の受賞を機に、今後また一層熱意をもって、研究活動に取り組んでいきたいと気持ちを新たにしています。選考に当たられた選考委員の皆様には、深く御礼を申し上げます。

昨今、国外では近隣諸国の軍事的伸張が緊張を誘発し、国内ではその緊張が内側に転嫁されたかのような政治過程が続いています。それでも、少数派に陥りがちな他国と比べれば、平和主義は今日でもなお、わが国で一定の共感と支持を得ています。もちろん、国際関係の指針として、それが唯一の立場や、唯一の正解だと言うつもりは毛頭ありません。拙著でも部分的に触れましたが、外交・安全保障論に加えて、戦争倫理、戦争と平和の経済学など、主義主張に凝り固まることなく、共通の語彙や視点を大事にしながら、実質的な議論が深まることを期待しています。

最後になりますが、大学学部生の時分から長らく見守って下さり、また平和研究に導いて下さった慶應義塾大学の萩原能久先生に、改めて感謝の気持ちを申し上げます。実のところ、私の日本平和学会への参加はそれほど前のことではないのですが、本学会に関連する以上の研究成果を今日刊行することができたのも、学部ゼミから始まり、長らく萩原先生のもとで研鑽を積ま

せて頂いたことの賜物だと思っております。まだまだ学ぶことの多い浅学的身ですので、より一層のご指導ご鞭

撻を賜れば幸いです。

地区研究会報告

関東地区研究会

第21期 2014年秋季研究集会：市民文化フォーラムとの共同企画

日時：2014年12月12日（金）18時～20時

場所：大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター東京麻布台セミナーハウス

テーマ：表現の自由を守るために—国際人権法と日本国憲法から考えるヘイト・スピーチ

1. 映像上映：映像で見るヘイトスピーチ
「ヘイトスピーチ&ヘイトクライムそして排外主義編」
2. 講演 前田朗（東京造形大学教授）
「表現の自由を守るためにヘイト・スピーチを処罰する—国際人権法と日本国憲法から考える」
3. 報告 内海愛子（大阪経済法科大学特任教授）
「朝日パッシング報道の経過と現状」

第21期 2015年春季研究集会：恵泉女学園大学平和文化研究所花と平和のミュージアム共同企画

日時：2015年3月21日（土）13時30分～17時30分

場所：恵泉女学園大学多摩キャンパス

テーマ：「『小さな民』からODAの軍事化を考える」

1. 基調講演
中村尚司（龍谷大学研究フェロー）
「村井吉敬の歩くアジア学」が意味するもの」
2. 報告
長瀬理英（メコンウォッチ理事・元開発コンサルタント）
「水際に立つ日本のODA：対フィリピン ODAは渡りに船か」
高橋清貴（恵泉女学園大学教授・JVC）
「積極的平和主義がもたらす ODA の軍事化とは」
内海愛子（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター特任教授）
「戦争賠償から ODA へ」
矢野秀喜（強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク事務局長）
「65年日韓国交正常化と経済協力方式への道」

中部・北陸地区報告

◎エキスポージャー 基地・軍需企業めぐりツアー

日時：2016年4月29日（金）

訪問地：

守山10師団→高蔵寺弾薬庫→小牧基地→神明公園（航空館 Boon）

◎研究会「中部・北陸地区における平和研究の課題」

日時：4月30日（土）11:00～15:00

場所：名古屋学院大学白鳥学舎翼館304教室

主催：名古屋学院大学平和学研究会

3. 討論

大江正章（コモンズ代表・アジア太平洋資料センター共同代表）

中村尚司

第21期 2016年春季研究集会：恵泉女学園大学平和文化研究所・市民文化フォーラムとの共同企画

日時：2016年1月23日（土）14時～17時

場所：大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター・東京麻布台セミナーハウス

テーマ 「2016年、日韓関係の行方 朴正熙開発動員体制の変容—経済・政治社会の視点から」

1. 講演

朴根好（静岡大学教授）

「朴正熙時代の高度成長と知られざる真実」

韓洪九（韓国・聖公会大学教授）

「政治社会的側面からみた朴正熙開発動員体制」

2. 討論 李泳采（恵泉女学園大学准教授）

通訳 李吟京（立教大学博士課程）

第22期 2016年関東地区研究会：恵泉女学園大学平和文化研究所花と平和のミュージアム共同企画

日時：2016年3月26日（土）13時30分～16時30分

場所：恵泉女学園大学多摩キャンパス

テーマ：「『小さな民』から安保法制と『積極的平和主義』を考える

1. 講演

中野晃一（上智大学教授）

「動き出す平和主義 市民社会が変わる」

谷山博史（JVC代表理事）

「アジアの現場から『積極的平和主義』を考える」

2. 討論

大江正章（コモンズ出版代表）

斉藤小百合（恵泉女学園大学教授）

共催：日本平和学会中部・北陸地区研究会

発題：

飯島滋明（名古屋学院大学）「中部の基地と沖縄」

佐々木寛（新潟国際情報大学）「新潟のエネルギー・デモクラシー」

山田哲也（南山大学）「日本の難民認定制度について」

黒田俊郎（新潟県立大学）「第1期全国キャラバンの総括と第2期への展望」

地区研究会からのお知らせ

北海道・東北地区研究会からのお知らせ

下記のように今年度第1回の研究会を開催いたします。
最近博士号を取得したばかりの若手研究者の報告を二つ聴き、その後で地区研究会の今年度の方針について話し合います。

報告：阿知良洋平（室蘭工業大学 講師）

「生活をつくりながら平和の価値をつかむ学び—そのあり方と現局面での意義」

報告：朴仁哲（北海道大学 専門研究員）

「チョンソンスラムを見出すまでのプロセスを振り返って—朝鮮人「満州」移民体験者へのインタビュー調査を中心として—」（仮）

会議：今年度の地区研究会の方針について

とき：6月9日（木）午後6時～9時

ところ：みんなる（札幌市北区北14条西3丁目2-19）

要予約（原則として参加を地区研究会員に限定いたします）

お問い合わせ：小田博志（odahiroshi(a)hotmail.com）

企画委員会からのお知らせ

2016年度 秋季研究集会 自由論題部会の報告募集

日本平和学会では、2016年度秋季研究集会における自由論題部会の報告希望者を募集します。

開催日及び会場

2016年10月22日（土）～23日（日）於・明星大学
（過去の例によりますと、自由論題部会は初日の午前中に開催されますが、現時点では未定です）

応募可能な方

- ・日本平和学会会員または応募の時点で入会申請書が受理済みの方
- ・過去2年間に開催された研究大会・研究集会の部会および自由論題部会で報告を行った会員は原則として応募できません。

応募方法

1 単独報告

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先（住所および電子メールアドレス）、報告タイトル、報告の概要（1000～1200字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員長宛に、郵送または電子メールでご応募ください。

2 パッケージ提案

パッケージ提案の代表者の氏名、所属、連絡先（住所および電子メールアドレス）、部会のテーマとその趣旨、部会の構成、各報告者名とそれぞれの報告タイトルおよびその概要（1000～1200字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員長宛に、郵送または電子メールでご応募ください。なお、採用させていただくパッケージ提案につきましては、企画委員会から若干の変更などをお願いする場合があります。

締め切り

2016年5月31日（火）（郵送の場合は5月31日必着）

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否を、2016年6月下旬を目処に、応募者全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

清水 奈名子（日本平和学会第22期企画委員長）
〒321-8505 宇都宮市峰町350 宇都宮大学国際学部
E-mail: nshimizu(a)cc.utsunomiya-u.ac.jp（送信の際には(a)を@に置き換えて下さい）

日本平和学会第22期役員一覧

(2016年1月1日～2017年12月31日)

【執行部】

会 長 : 君島東彦
 副会長 : 竹中千春 黒田俊郎
 企画委員長 : 清水奈名子
 編集委員長 : 小林誠
 広報委員長 : 米川正子
 国際交流委員長 : 松野明久
 学会賞選考委員長 : 石田淳
 平和教育プロジェクト委員長 : 暉峻僚三
 「3・11」プロジェクト委員長 : 蓮井誠一郎
 事務局長 : 奥本京子

【理事】 ※50音順。*は地区代表者。

北海道・東北 *小田博志 片野淳彦 鳴原敦子

関 東 阿部浩己 石田淳 *内海愛子 遠藤誠治 勝俣誠 川崎哲 小林誠 篠田英朗 清水奈名子
 高原孝生 竹中千春 竹峰誠一郎 暉峻僚三 浪岡新太郎 蓮井誠一郎 平井朗 堀芳枝
 古沢希代子 毛利聡子 最上敏樹 横山正樹 米川正子
 中部・北陸 黒田俊郎 *佐伯奈津子 佐々木寛 高橋博子
 関 西 ロニー・アレキサンダー 内田みどり 奥本京子 *木戸衛一 君島東彦 土佐弘之
 原田太津男 松野明久 峯陽一 山根和代
 中国・四国 *石井一也 佐渡紀子
 九 州 近江美保 *木村朗
 沖 縄 *里井洋一 若林千代

【監 事】 石川捷治 大津留(北川) 智恵子

【委員会】 *は委員長

企画委員会 麻生多聞 上村雄彦 小川玲子 小林誠 芝崎厚士 *清水奈名子 杉木明子 浪岡新太郎
 二村まどか 松元雅和 峯陽一 毛利聡子
 編集委員会 *小林誠 鈴木則夫 戸田清 柳原伸洋 湯浅正恵
 広報委員会 秋山肇 阿部浩己 石井正子 荻村哲朗 木村朗 クロス京子 鈴木真奈美 勅使川原香世子
 *米川正子
 国際交流委員会 清末愛砂 佐々木寛 長谷部貴俊 古沢希代子 *松野明久 若林千代
 学会賞選考委員会 *石田淳 吉川元 島袋純 堀芳枝 毛利聡子 最上敏樹
 平和教育プロジェクト委員会 ロニー・アレキサンダー 奥本京子 杉田明宏 鈴木晶 高部優子 竹中千春
 *暉峻僚三 福島在行 堀芳枝 松井ケティ 山根和代
 「3・11」プロジェクト委員会 藍原寛子 鳴原敦子 高橋博子 竹峰誠一郎 徳永恵美香 *蓮井誠一郎
 平井朗

【事務局】 *奥本京子

日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧

(2016年4月9日現在)

①平和学の方法と実践	責任者：遠藤誠治
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③アジアと平和	責任者：日下部尚徳、堀芳枝
④植民地主義と平和	責任者：佐伯奈津子、藤岡美恵子
⑤軍縮・安全保障	責任者：黒崎輝
⑥アフリカ	責任者：篠原收
⑦環境・平和	責任者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：杉田明宏
⑨ジェンダーと平和	責任者：秋林こずえ
⑩平和文化	責任者：鈴木則夫、渡辺守雄
⑪発展と平和	責任者：原田太津男
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：片野淳彦
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：田中勝
⑯公共性と平和	責任者：横田匡紀
⑰ジェノサイド研究	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人・木村朗
⑲戦争と空爆問題	責任者：伊香俊哉
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	責任者：松島泰勝

分科会責任者連絡会議世話人 清水竹人
同 副世話人 原田太津男

*連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol. 22 No. 1 (2016年5月15日発行)

発行所：日本平和学会第22期事務局

〒540-0004 大阪市中央区玉造 2-26-54
大阪女学院大学 国際・英語学部 奥本京子
e-mail: office@psaj.org

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会
委員長：米川正子 編集担当：鈴木真奈美・勅使川原香世子